高速鉄道 (議第17号) 1

議第17号

平成31年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成31年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

運 転 車 両 数	両 204
年間走行キロメートル	21,217,414
年 間 総 輸 送 人 員	146,034,000
1 日平均輸送人員	399,000

(2) 主要な建設改良工事計画 駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費5,157,440千円の財源の 一部に充てるため、企業債(資本費負担緩和分)638,000千円を借り入れる。

収 入

 第1款 高速鉄道事業収益
 35,984,000千円

 第1項 営業 収益
 30,829,887千円

 第2項 営業 外収益
 5,154,113千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費用 34,509,000千円 第1項 営 業 費 用 28,118,338千円 第2項 営 業外 費 用 6,290,662千円 費 備 第3項 予 100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額12,420,000千円は、損益勘定留保資金 等で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 33,139,000千円 第1項 企 業 債 29,416,000千円 第2項 補 助 金 850,200千円 第3項 出 資 金 2,852,000千円 第4項 工 事 負 担 金 20,624千円 第5項 その他資本収入 176千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 45,559,000千円 改良 第1項 建 設 費 12,215,887千円 第2項 企 業債償還金 31,998,163千円 第3項 長期借入金返還金 1,244,950千円 費 第4項 予 備 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のと おりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
高速鉄道営業	線改良費	平成32年度か まで	ら平成37年度		23	千円 3,300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のと おりと定める。

起債の目的	限	度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
高速鉄道事業建設改良 費	千円 6,591,000	の 発面を発育を必要に		8.0以内 ただし, 利率見直 し方式で		
高速鉄道事業特例債	1,751,000		面金額を下回 るときは, そ の発行価格差	(他の地方 公共団体と の共同発行	借る金方体の大変を	起債の日から据 置期間を含め40 年以内での他の方 法により償還す
高速鉄道事業資本費平 準化債	9,435,000		を含む。)又は消費信の方法による。	ついては, 政の都 利率の見 直 し を 上償還	る。ただし, の都合そは, の都合では, 一貫でする。上貫できる。	
高速鉄道事業資本費負 担緩和分企業債	638,000					
<u></u>	18,415,000					

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の とおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業 外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 特例債元利償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を

4 高速鉄道

受ける金額は、2,746,000千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出 資を受ける金額は、2,852,000千円である。

平成31年2月19日提出

京都市長門川大作